

元々高率だったドイツが25年間で更に高率となり6カ国の中で抜きんでて高い水準となっている。他方、比較的低い水準であったフランスや日本ではかなり上昇する一方で、元々高率だったスウェーデン、イギリス、アメリカにおいては低下している。日本は2004年において、上昇したとはいえ、6カ国の中で唯一20%を下回る最低の水準にある。

表4 所得税+被用者保険料(粗賃金に対する割合)、1979-2004—子供なし、単身世帯 (%)

	1979	1981	1983	1985	1987	1989	1991	1993	1995	1997	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	20.3	20.5	22.6	22.6	23.5	25.0	25.2	26.9	27.4	28.1	27.7	26.8	27.0	26.8	26.8	26.7
ドイツ	31.6	32.6	33.9	35.0	35.7	36.0	36.6	36.6	40.5	42.3	41.9	42.0	40.7	41.0	41.8	40.5
日本	12.5	13.2	13.1	15.8	15.5	14.9	15.5	15.4	13.4	15.0	16.1	16.2	16.2	19.3	17.5	17.4
スウェーデン	36.5	36.1	35.5	35.6	36.6	37.0	28.0	29.5	32.6	34.5	34.1	32.8	31.7	30.4	30.7	31.0
イギリス	29.7	31.2	31.7	31.3	29.3	27.3	26.2	25.6	26.7	25.2	24.4	23.6	23.1	23.2	24.2	24.4
アメリカ	26.8	30.2	29.7	28.9	25.6	26.0	26.0	26.0	25.8	25.8	25.8	25.5	24.4	24.3	24.1	24.2

出典: Taxing Wages (OECD)

(ロ) 所得税+被用者・事業主保険料(労働費用に対する割合)、1979-2004、子供なし単身世帯

子供のいない単身世帯に対する「所得税+被用者・事業主保険料」の労働費用に対する割合は1979年から2004年にかけて、ドイツ(40.8% → 50.7%)、日本(16.7% → 26.6%)において増加する一方で、フランス(49.1%(1995) → 47.4%)、スウェーデン(50.7% → 48.0%)、イギリス(36.1% → 31.2%)、アメリカ(31.9% → 29.6%)において減少している。(イ)との違いでは、フランスが減少に転じていることであるが、元々事業主保険料の負担が高いフランスにおいて近年事業主保険料の軽減措置<sup>4</sup>が講じられていることが背景にあると考えられる。また、ここでも、日本は2004年において6カ国の中で最低の水準にある。

表5 所得税+被用者・事業主保険料(労働費用に対する割合)、1979-2004—子供なし、単身世帯 (%)

	1979	1981	1983	1985	1987	1989	1991	1993	1995	1997	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス <sup>1)</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-	49.1	48.7	48.1	48.2	48.3	48.2	48.3	47.4
ドイツ	40.8	41.9	43.4	44.5	45.1	45.5	46.4	46.4	50.2	52.3	51.9	51.8	50.8	51.1	51.9	50.7
日本	16.7	17.3	17.7	21.6	21.4	20.4	21.5	21.2	19.5	20.7	24.0	24.1	24.2	29.8	26.7	26.6
スウェーデン	50.7	50.8	50.6	50.9	51.7	52.7	46.0	45.6	49.3	50.7	50.5	49.5	48.5	47.6	47.9	48.0
イギリス	36.1	37.6	38.2	37.8	36.0	34.2	33.2	32.6	33.4	32.0	30.8	30.1	29.5	29.5	31.0	31.2
アメリカ	31.9	35.3	34.9	33.6	30.6	31.1	31.3	31.2	31.0	31.1	31.1	30.8	29.8	29.7	29.5	29.6

1) フランスについては、1979～1993年まで事業主拠出の社会保険料は報告されていない。

出典: Taxing Wages (OECD)

(ハ) 所得税+被用者保険料—現金給付(粗賃金に対する割合)、1979-2004、子供2人

<sup>4</sup> 例えば、2000年に創設された社会保障事業主負担改革財政基金により低賃金労働者の事業主負担の軽減が行われている。2004年にこの基金は廃止されたが財源を変えて軽減措置は継続している。

### 稼ぎ手 1 人の夫婦世帯

子供 2 人稼ぎ手 1 人夫婦世帯の「所得税＋被用者保険料－現金給付（粗賃金に対する割合）」の 1979 年から 2004 年にかけての変化は、フランス：6.8% → 15.1%、ドイツ：19.9% → 8.1%、日本：6.7% → 14.3%、スウェーデン：25.9% → 21.9%、イギリス：17.7% → 9.8%、アメリカ：17.7% → 10.0%となっている。フランス、日本が少子高齢化による社会保障負担の影響で大きく増加する一方で、イギリス、アメリカ、スウェーデンはかなり減少している。ドイツは若干の減少となっている。

表6 所得税＋被用者保険料－現金給付（粗賃金に対する割合）、1979-2004—子供2人、稼ぎ手1人の夫婦世帯 (%)

	1979	1981	1983	1985	1987	1989	1991	1993	1995	1997	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	6.8	6.6	6.4	7.7	9.3	10.9	11.2	13.1	13.8	15.3	15.0	15.0	14.4	14.6	15.0	15.1
ドイツ	19.9	19.8	22.2	23.1	21.2	22.5	22.4	21.5	25.0	22.1	20.7	19.6	18.9	18.3	19.4	18.1
日本	6.7	7.6	8.0	9.8	9.7	8.9	9.4	9.8	8.6	9.6	11.5	12.0	12.0	15.1	13.2	14.3
スウェーデン	25.9	25.9	25.9	24.6	25.2	27.5	17.0	19.1	23.1	27.2	26.0	23.7	21.8	20.8	21.4	21.9
イギリス	17.7	19.4	19.0	18.5	17.8	17.3	16.5	15.9	18.6	17.3	16.2	14.1	10.7	9.9	9.3	9.8
アメリカ	17.7	21.0	21.9	21.6	20.2	19.0	19.0	18.9	18.6	18.3	15.0	15.3	12.0	11.5	9.2	10.0

出典：Taxing Wages (OECD)

### (二) 所得税＋被用者保険料・事業主保険料－現金給付（労働費用に対する割合）、1979-2004、子供 2 人稼ぎ手 1 人の夫婦世帯

子供 2 人稼ぎ手 1 人夫婦世帯の「所得税＋被用者保険料・事業主保険料－現金給付（労働費用に対する割合）」の 1979（フランスは 1995）年から 2004 年にかけての変化は、フランス：39.5% → 39.0%、ドイツ：30.7% → 32.2%、日本：11.2% → 23.8%、スウェーデン：42.5% → 41.2%、イギリス：25.2% → 18.0%、アメリカ：23.5% → 16.4%となっている。ドイツで若干、日本で顕著に増加する一方で、フランス、スウェーデン、イギリス、アメリカで減少している。フランス、スウェーデンは若干の減少であるが、イギリス、アメリカは（ハ）の減少傾向を反映して大きく減少している。フランスについては被保険者負担の増加は容認したが、事業主負担については元々高率であったためこれを軽減したため、（ハ）では増加しているが（二）では微減に転じたものと考えられる。一方、スウェーデンについては（二）において（ハ）より減少幅が小さくなっていることから企業への負担が増加したものと考えられる。ドイツについては（ハ）においては減少しているのに対して（二）においては増加していることから、スウェーデンと同様に企業への負担が増加したものと考えられる。

表7 所得税+被用者・事業主保険料－現金給付(労働費用に対する割合)、1979-2004—子供2人、稼ぎ手1人の夫婦世帯 (％)

	1979	1981	1983	1985	1987	1989	1991	1993	1995	1997	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス <sup>1)</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-	39.5	39.5	38.9	39.8	39.4	39.5	39.9	39.0
ドイツ	30.7	30.9	33.3	34.2	32.7	34.0	34.3	33.6	37.3	35.6	34.4	33.3	32.7	32.2	33.4	32.2
日本	11.2	11.9	12.3	16.0	15.9	14.8	15.3	16.0	15.1	15.6	19.8	20.2	20.4	26.2	22.9	23.8
スウェーデン	42.5	42.9	43.2	42.5	43.0	45.5	37.7	37.7	42.2	45.2	44.4	42.6	41.1	40.3	40.8	41.2
イギリス	25.2	26.8	26.6	26.2	25.6	25.1	24.3	23.8	26.1	24.8	23.3	21.4	18.1	17.3	17.4	18.0
アメリカ	23.5	26.8	27.7	26.7	25.5	24.7	24.8	24.7	24.4	24.1	21.1	21.3	18.3	17.8	15.6	16.4

1) フランスについては、1979～1993年まで事業主拠出の社会保険料は報告されていない。

出典: Taxing Wages (OECD)

#### (ホ) 事業主保険料負担の比重

子供なし世帯の事業主保険料負担の1979年(フランスについては1995年)から2004年にかけての変化は、フランス:21.7%→20.7%、ドイツ:9.2%→10.2%、日本:4.2%→9.2%、スウェーデン:14.2%→17.0%、イギリス:6.4%→6.8%、アメリカ:5.1%→5.4%となっている。フランス、ドイツ、イギリス、アメリカは1ポイント以内の変化(フランスのみ減少)であるのに対してスウェーデンは2.8ポイント、日本は5ポイント増加している。特に日本は2倍以上となる増加となっており、少子高齢化の影響による負担増が表れている。

子供2人稼ぎ手1人夫婦世帯の事業主保険料負担の1979年(フランスについては1995年)から2004年にかけての変化は、フランス:25.7%→23.9%、ドイツ:10.8%→14.1%、日本:4.5%→9.5%、スウェーデン:16.6%→19.9%、イギリス:7.5%→8.2%、アメリカ:5.8%→6.4%となっている。フランスのみ減少しているが、その背景としては、近年のフランスにおける事業主負担の軽減措置があると考えられる。

いずれの世帯構造においても、日本の事業主保険料負担は、イギリス、アメリカより高い水準であるが、フランス、ドイツ、スウェーデンよりはかなり低い水準にある。

#### 4. 分析結果からの考察—我が国への政策的含意—

工業労働者に特定したこと等により諸外国における賃金への課税の状況の比較が一定程度可能になった点は評価できるが特定の産業に限定されていることや全ての税負担を把握できていないこと等の限界がある。ここでは、そのような限界の中で、諸外国の「賃金への課税」の状況や日本の位置づけについて特徴的なことを列挙して、我が国への政策的含意としたい。

- (1) 税額控除の制度のある国において所得税がマイナスになっており、税額控除の存在が統計資料上も如実に表れている(表1の単身子供2人についての所得税率を参照。)
- (2) スウェーデンは、子どもに対する政策的誘因としては、税制上の軽減措置はそれほど大きな役割を果たしていないことが表れている(表1の単身子どもなしと単身子ども2人の所得税率参照)。
- (3) 「所得税+保険料－現金給付」でみた場合、「単身子どもなし」と「単身子ども2人」

を比較すると、こども2人がいることにより、日本を除いて大幅な軽減となっている。日本は税制上の軽減措置や現金給付を総合的に勘案した場合の子どもに対する政策的動機付けは諸外国との比較でも弱いことがわかる（表2、表3参照）。

- (4) 「所得税＋被用者保険料－現金給付」について「単身子どもなし」と「夫婦子どもなし」を比較すると、日本及び諸外国において、それほど大きな軽減はない（ドイツの6.5%が最高で他は4%以下）。それに対して、子どもの有無により(3)においては日本を除いて大きな軽減があることから、諸外国においては子どもへの強い政策的動機付けがなされていると言える（表2、表3参照）。
- (5) 事業主保険料について、日本はアメリカやイギリスより若干高いものの、フランス、ドイツ、スウェーデンよりはかなり低い。（表2と表3の比較参照）
- (6) 1979年から2004年までの経年変化については、①「所得税＋被用者保険料」と②「所得税＋被用者・事業主保険料」をみると、①においては、元々高率だったドイツが更に高率となっており、他方比較的低い水準であったフランスや日本はかなり上昇する一方で、元々高率だったスウェーデン、イギリス、アメリカにおいては低下している。なお、②も概ね①と同じ傾向であるが、フランスについては、②においては減少に転じている。同国における近年の事業主社会保険料負担の軽減措置が表れていると考えられる。
- (7) 1979年から2004年までの経年変化については、①「所得税＋被用者保険料－現金給付」と②「所得税＋被用者保険料・事業主保険料－現金給付」をみると、①においては、フランス、日本が増加する一方で、イギリス、アメリカ、スウェーデンではかなり減少しており、ドイツでは若干の減少となっている。②においてもイギリス、スウェーデン、日本は同様の傾向であるが、フランスは事業主負担軽減の効果が出て②では微減となっており、逆にスウェーデンでは②の方が①より減少幅が小さくなっており、企業負担が増加したものと考えられる。
- (8) 全体的にみれば、①諸外国において、税制上の優遇措置と家族給付といった現金給付のいずれに重点を置くかは国によって異なっていること、②諸外国と比較すると日本では、税制上の優遇措置や現金給付において、子どもへの政策的動機付けが弱いと考えられること、③事業主負担の経年変化についても国によって傾向は異なるが、元々高率だったフランスなどでは減少の傾向が見られること等が指摘できると考えられる。

#### 参考文献

1. OECD, 2004, Taxing Wages 2003-2004
2. Ministere de l'Emploi, de la Cohesion sociale, et du Logement, Ministere de la Sante et des Solidarites, 2006, Etudes et Resultas
3. 厚生労働省大臣官房国際課 2004 『海外情勢報告』
4. 武川正吾・塩野谷裕一 1999 『先進諸国の社会保障①イギリス』東京大学出版会
5. 古瀬徹・塩野谷裕一 1999 『先進諸国の社会保障④ドイツ』東京大学出版会

- 6.丸尾直美・塩野谷裕一 1999 『先進諸国の社会保障⑤スウェーデン』東京大学出版会
- 7.藤井良次・塩野谷裕一 1999 『先進諸国の社会保障⑥フランス』東京大学出版会
- 8.藤田伍一・塩野谷祐一 2000 『先進諸国の社会保障⑦アメリカ』東京大学出版会

## 【参考】

### 『賃金への課税』

#### 基本的手法と経年変化

##### 1. 基本的手法

この報告書においては、被用者の雇用から生じる年間収入が、OECD 加盟国の製造業における成人常勤労働者の平均粗賃金の一定割合（APW と引用されている。）と同じであると仮定されている。また、関連する人的環境要因について更なる仮定を設定して、税や給付の状況が決定されるようにした。本報告書で用いられている税は、賃金粗収入について支払われる、個人所得税、社会保険料及び賃金（人頭）税（payroll tax—本報告書における税率の計算では社会保険料の事業主負担に追加している）に限定している。結果として、賃金以外の収入に対する税や法人税、財産税、消費税等の他の税は含まれていない。給付については、扶養されている子どもに関する現金給付のような、中央政府からの給付を取り上げている。

「個人平均税率」という用語は、個人所得税及び被用者負担社会保険料の粗賃金収入に対する割合（%）として用いている。「純個人平均税率」という用語は、個人所得税及び現金給付を差し引いた被用者負担社会保険料の粗賃金収入に対する割合（%）として用いている。

賃金課税は、事業主にとっての労働費用とそれに相当する被用者の手取りとの違いを計測するものであり、個人所得税、被用者及び事業主の社会保険料、全ての賃金税及び負の給付の合計の労働費用に対する割合を計算するものである。労働総費用を計測するためには、事業主負担社会保険料（幾つかの国ではこれに賃金税を加えたもの）を被用者の粗賃金収入に加える必要がある。もちろん、このような計測では事業主の本当の労働費用を反映していない可能性があることは認識されるべきである。

そこで、「賃金への課税」では、個人所得税、社会保険料及び家族現金給付が、純収入及び事業主の労働費用に及ぼす総合的影響について、世帯構造の違いに着目して測定することを目的としている。被用者について収入水準別の情報を収載している。

##### 2. 経年変化

経年変化については、a)所得税負担、b)純税負担（所得税負担＋事業主負担社会保険料－現金給付）、c)賃金への課税（所得税＋事業主負担及び被用者負担の社会保険料－現金給付）について情報を整理している。

#### 重要な変化

OECD 加盟国は全体として、1996 年から 2004 年の間を見れば、全ての世帯構造において、所得税負担、純税負担及び賃金への課税は低下する傾向にある。このような傾向は

OECD 加盟国の経年平均変化を計算するとともに、期間合計の変化合計を計算することによって計測できる。個人所得税負担については、1.5%ポイント（製造業平均賃金（APW）の 5/3 水準の単身世帯）から 2.3%ポイント（共働きの夫婦世帯）低下している。純税負担についてはその低下はそれほど顕著ではなく、APW の 5/3 水準の単身世帯の 0.3%ポイントの低下から、2 人子どもがいる一人親世帯の 2.4%ポイントの低下にかけて分布している。一方、賃金課税全体については、APW の 5/3 水準の単身世帯の 0.4%ポイント低下から、2 人子どもがいる一人親世帯の 2.5%ポイント低下にかけて分布している。興味深いのは、OECD 加盟国の中で、これらの率が減少している国の数が、増加が確認されている国の数の約 2 倍となっていることである。

個人所得税負担について言えば、全てあるいは殆どの世帯構造において顕著な現象をしている国は、デンマーク、フィンランド、ハンガリー、アイルランド、ポーランド、スウェーデン、トルコ、イギリス、アメリカ合衆国である。デンマーク（-3.4%~-5.6%）、フィンランド（-4.8%~-5.7%）、アイルランド（-9.5%~-13.1%）、ポーランド（-11.8%~-12.5%）、スウェーデン（-4.8%~-6.5%）、トルコ（-6.6%~-10.1%）では、減少は全ての世帯構造において統一的に生じている。

ハンガリー、イギリス、アメリカ合衆国では、前述の国々よりもっと所得税率の減少の対象が絞られている。イギリスでは、全ての世帯構造で所得税率が減少している。子ども有り 1 人親及び稼ぎ手 1 人の夫婦を除いては、減少率は 2.3%を超えないが、前者については 28.8%、後者については 7.6%減少している。アメリカ合衆国では、子どものいる家族では、5.5%から 8.3%の減少となっている一方で、単身及び子どもがいない共稼ぎ家族では、1.6%から 2.6%の減少に過ぎない。

一方、オーストラリアでは、同じ期間の所得税率の増加が 1.4%ポイント（APW5/3 水準の単身家族）から 9.0%ポイント（2 人の子どもがいる 1 人親家族）に分布している。

純税負担については、アイルランド、イギリス及びアメリカ合衆国を除いては、所得税負担の顕著な減少はいずれも社会保険料の事業主負担の増加や現金給付の減少により減殺されている。アイルランドでは、社会保険料事業主負担の増加と現金給付の減少の効果を折り込んでも更に純税負担は減少している（APW が 5/3 水準で単身家族が 11.1%の減少（個人所得税負担は 9.8%減少）、1 人親家族が 24.7%の減少（個人所得税負担は 9.5%減少））。イギリス及びアメリカ合衆国における、これらの 2 つの形態の家族の個人所得税負担の減少と純税負担の減少とは本質的に同程度である。

個人所得税負担が顕著に増加している国においても、社会保険料負担や現金給付が全体の変化に影響を与えている。オーストラリアでは、純税負担は、2.2%ポイントの減少（稼ぎ手 1 人の夫婦家族）から 3.7%ポイント（1 人親家族）の増加に分布しており、オーストラリアでは所得税の仕組みの中で得られた利益を現金給付に移し替えたことを示している。

賃金への課税については、1996 年から 2004 年で少なくとも 1 以上の世帯構造で 5%以上減少した国は、9 カ国（ベルギー、フィンランド、フランス、ハンガリー、アイルランド、

イタリア、メキシコ、イギリス、アメリカ合衆国)である。イギリスは、1人親家族において賃金課税が23.8%ポイント減少しているが、他の世帯構造での減少は稼ぎ手1人の夫婦家族で3%を超えるに止まっており、個人所得税負担の減少が非常にメリハリをつけたものであることを示している。二桁の減少を示したフランスでは、稼ぎ手1人の夫婦家族の1.7%の減少から、1人親家族の12.3%の減少に分布している。アメリカ合衆国では、1.5%から7.7%の減少に分布している。

賃金への課税が一貫して増加しているOECD加盟国は5カ国(アイスランド、韓国、オーストラリア、日本、トルコ)である。日本では、7.2%の増加(APW水準の単身家族)から8.7%(稼ぎ手1人の夫婦家族)に分布している。

2004年の「賃金への課税」報告書の結果については、税制における家族と個人の取扱いとともに個人所得税の累進性を評価するために報告書の結果がどのように使用できるかが重要である。

個人所得税の累進度は、APW2/3水準の単身世帯の負担とAPW水準の単身世帯の負担とを比較することによって評価できる(第3部のⅢ.1aの表とⅢ.3aの表を比較することになる。)。全てのOECD加盟国において全ての期間、低所得の労働者の個人所得税の率は常に、高所得の労働者に比べてより低いものとなっている。

1996年と2004年を比べると、累進度の変化があったのかどうかを確認できる。平均して、個人所得税の累進度はわずかに上昇している。1996年にはAPW67%水準の収入の個人所得税負担は、APW167%水準の個人所得税負担の1/2を少し下回る程度であった。一方、2004年には、20分の9に低下している。

各国の状況を見ると、個人所得税の累進度は、アイルランド(1996年においては低所得労働者の負担は高所得の約1/2であったのに対して、2003年には僅か約1/4となっている。)における上昇を超えるものではないが、20世紀の間上昇している。

個人所得税は7カ国(オーストラリア、カナダ、フランス、アイスランド、日本、メキシコ、トルコ)において僅かに累進度は小さくなっている。

純税負担に焦点を当てると、結婚・出産による平均的な税負担軽減(単身労働者の所得税負担と結婚している稼ぎ手1人の家族の税負担の違い)は、1996年以降11.0%から11.9%へと僅かに上昇している。

### 毎年の変化のうち重要な変化

賃金への課税(雇用主にとって労働費用と被用者の手取り)は、(所得税+社会保険料負担-現金給付)によって表される。一般的に、賃金への課税の毎年の変化は3つの要因に限定されている。

要因1: 国税及び国からの給付に関する法制の変更

要因2: 収入の変化と税制の構造的変数の間の相違

要因3: 国毎の報告方法の変化



APW 水準の稼ぎ手 1 人の夫婦家族の賃金課税についてみると、1996 年以降 5%以上のプラスあるいはマイナスの毎年の変化がある国は 10 カ国（オーストリア：+6.2%(2002)、チェコ共和国：-7.7%(1998)、アイスランド：+5.9%(1998)、イタリア：-5.7%(1998)、日本：+5.8%(1999)、+5.9%(2002)、韓国：+6.4%(1997)、メキシコ：-7.7%(1999)、オランダ：-7.9%(2002)、+9.8%(2004)、スロバキア共和国：-5.1%(2004)、トルコ：-9.5%(1999)、+10.1%(2000)) である。

主要な制度改正の影響（要因 1）の例として次の 5 つが挙げられる。イタリアの 1998 年の減少とトルコの 1999 年の減少は、所得税の税率の大幅な変更によるものである。1998 年のチェコ共和国の減少は前年に所得調査が家族給付に導入されたことによるものである。1999 年の日本における増加は、社会保険料の増加によるものである。スロバキア共和国の 2004 年の減少は同年に実施された税制改革によるものである。

粗収入の伸びと税制を支える構造的変数の伸びの違い（要因 2）は、賃金課税の顕著な変動につながっている。2000 年におけるトルコの賃金課税の 10.1%の上昇は、高率のインフレによる影響の例と言える。この影響により、年間 50%を超える粗収入の伸びがある一方で、税のきざみは僅か 25%しか伸びなかったために、重要な税の上限額が実質上減少した。このため、平均的な労働者の所得税負担が増加した。

オランダでは、低所得の労働者が公的医療保険を受けることができる。この公的医療保険においては、収入が一定の上限を超過した場合には、公的保険から私的保険へ移行することとされている。労働者が公的保険の対象になっている場合は、労働者及び事業主は、一定水準までの粗賃金まではその賃金の一定割合を保険料として支払い、また、事業主の保険料は課税対象の給付として取り扱われる。収入の上限は概ね生産労働者の平均収入の水準に設定されていることが多い。このため、2000 年に公的医療計画の対象となる平均賃金の労働者の賃金課税が 7.9%低下したが、2004 年には再び公的医療計画の対象となる労働者が増加したため、9.8%賃金課税が増加している。

要因 3 については、例えば、韓国で 1997 年に追加的な社会保険料が算入されるようになったため、賃金課税が増加している。1998 年にアイスランドで賃金課税が増加したのは、APW について見直しがなされたためである。1999 年のメキシコでの賃金課税の減少は、私的医療保険への事業主保険料を算入しなくなったためである。オーストラリアと日本の 2002 年における賃金課税の増加は、報告方法の変更（オーストラリアでは州の賃金税が参入されるようになり、日本では社会保険料の報告に改善が行われた）によるものである。

## 1979 年から 2004 年の経年変化

### 単身世帯

（1979 年～2004 年の個人所得税）（表Ⅲ. 9）

平均個人所得税が上昇したのは 9 カ国（ベルギー 11.4%、アイスランド 8.7%、イタリア

7.1%) で、減少したのは 16 カ国 (トルコ-26.6%、アイルランド-13.1%、スウェーデン-12.5%) である。

(1989 年～2004 年の個人所得税)

増加 8 カ国 (アイスランド+8%) に対して、減少 17 カ国 (アイルランド-14.9%、デンマーク-13.5%、スウェーデン-13%)。

(2000 年～2004 年の個人所得税)

12 カ国 (アイスランド+2.4%) で上昇し、18 カ国で減少 (ハンガリー-6.5%)。

(1979 年～2004 年の純税負担 (単身家族・平均賃金)) (表Ⅲ. 10)

15 カ国 (ベルギー+15.2%) で上昇し、10 カ国 (トルコ-18.6%、アイルランド-12.5%) で減少。

(1989 年～2004 年の純税負担 (単身・平均賃金))

上昇 10 カ国 (アイスランド+8.2%)。減少 15 カ国 (アイルランド-17.7%)。

(2000 年～2004 年の純税負担 (単身・平均賃金))

上昇 13 カ国 (2.5%以内)。減少 17 カ国 (ハンガリー-5.5%)。

(1979 年～2004 年の賃金課税 (単身・平均賃金))

OECD 加盟国全体で増加傾向。

(2000 年～2004 年の賃金課税 (単身・平均賃金))

上昇 13 カ国 (3%以上の増加国はない)。低下 17 カ国 (ハンガリー-5.5%)。

夫婦・子ども 2 人家族 (稼ぎ手 1 人)

(個人所得税負担) (表Ⅲ. 12)

10%以上の減少国は、トルコ(-22.6%)、ドイツ(-12.7%)、ハンガリー(-11.7%)、ポーランド (1993 年との比較で-11.2%)、イギリス(-11.2%)である。

(純税負担) (表Ⅲ. 13)

単身家族の傾向と概ね同じであるが、現金給付の受給により多くの国で単身家族に比べてかなり低い負担となっている。1979 年には、単身家族と比較して夫婦子ども 2 人家族の負担は、11.6%低かったが、2004 年には僅かに変化して 11.9%低くなっている。

(賃金課税) (表Ⅲ. 14)

1979 年～2004 年に二桁増加したのは、ギリシャ(+25.6%)、日本(+12.6%)、カナダ(+11.4%)、ニュージーランド(+10.3%)である。一方二桁減少したのは、アイルランド(-14.5%)、トルコ(-11.2%)、ルクセンブルク (-10.8%) である。

Table Ⅲ.1a. 税負担の変化(1996-2004) - 子供なし、単身世帯、平均収入の67%  
粗収入に対する所得税の割合

(%)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	4.3	9.7	10.1	10.1	8.8	7.4	6.8	6.8	6.6
ドイツ	15.4	15.4	15.2	15.2	15.0	13.8	14.0	14.4	13.2
日本	5.6	4.8	5.1	5.1	5.2	5.2	4.7	4.9	4.9
スウェーデン	26.6	25.6	24.8	24.8	23.5	22.3	21.0	21.4	21.6
イギリス	14.0	13.6	12.9	12.9	12.6	12.3	12.4	12.6	12.8
アメリカ	16.1	16.0	16.1	16.1	15.9	14.2	14.1	13.9	14.1

出典: Taxing Wages (OECD)

Table Ⅲ.1b. 税負担の変化(1996-2004) - 子供なし、単身世帯、平均収入の67%  
粗収入に対する(所得税+被用者保険料-現金給付)の割合

(%)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	23.2	23.9	22.9	23.5	22.2	20.9	20.0	20.4	20.2
ドイツ	35.6	36.7	36.5	36.0	35.5	34.3	34.6	35.4	34.0
日本	12.6	13.6	11.8	15.1	15.2	15.2	18.3	16.5	16.5
スウェーデン	31.6	32.4	32.6	31.7	30.5	29.3	28.0	28.4	28.6
イギリス	21.7	21.3	21.3	20.0	19.4	18.7	18.8	19.8	20.1
アメリカ	23.8	23.8	23.7	23.8	23.5	21.9	21.8	21.6	21.7

出典: Taxing Wages (OECD)

Table Ⅲ.1c. 税負担の変化(1996-2004) - 子供なし、単身世帯、平均収入の67%  
粗収入に対する(所得税+被用者・事業主保険料-現金給付)の割合

(%)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	44.3	41.6	39.4	40.3	39.6	38.4	37.6	34.1	32.5
ドイツ	46.5	47.7	47.5	47.0	46.5	45.5	45.8	46.6	45.4
日本	18.4	19.4	17.7	23.1	23.1	23.2	29.0	25.9	25.8
スウェーデン	48.6	49.2	49.3	48.7	47.7	46.8	45.8	46.1	46.2
イギリス	26.8	28.4	28.5	25.8	25.3	24.5	24.5	26.0	26.4
アメリカ	29.2	29.2	29.1	29.2	29.0	27.4	27.3	27.1	27.3

出典: Taxing Wages (OECD)

Table III.2a. 税負担の変化(1996-2004) - 子供なし、単身世帯、平均収入の100%  
粗収入に対する所得税の割合

(%)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	8.9	10.5	14.1	14.3	13.4	13.5	13.6	13.2	13.1
ドイツ	21.0	21.2	21.1	21.2	21.5	20.1	20.4	20.8	19.6
日本	6.7	8.0	6.8	6.1	6.2	6.2	5.6	5.9	5.9
スウェーデン	28.8	28.5	27.5	27.2	25.8	24.6	23.4	23.8	24.0
イギリス	17.4	16.7	16.7	16.3	15.8	15.5	15.6	15.7	15.9
アメリカ	18.2	18.2	18.1	18.2	17.9	16.8	16.6	16.4	16.5

出典: Taxing Wages (OECD)

Table III.2b. 税負担の変化(1996-2004) - 子供なし、単身世帯、平均収入の100%  
粗収入に対する(所得税+被用者保険料-現金給付)の割合

(%)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	27.8	28.1	27.3	27.7	26.8	27.0	26.8	26.8	26.7
ドイツ	41.3	42.3	42.1	41.9	42.0	40.7	41.0	41.8	40.5
日本	13.7	15.0	13.8	16.1	16.2	16.2	19.3	17.5	17.4
スウェーデン	33.7	34.5	34.4	34.1	32.8	31.7	30.4	30.7	31.0
イギリス	25.8	25.2	25.2	24.4	23.6	23.1	23.2	24.2	24.4
アメリカ	25.8	25.8	25.8	25.8	25.5	24.4	24.3	24.1	24.2

出典: Taxing Wages (OECD)

Table III.2c. 税負担の変化(1996-2004) - 子供なし、単身世帯、平均収入の100%  
粗収入に対する(所得税+被用者・事業主保険料-現金給付)の割合

(%)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	49.7	48.7	47.6	48.1	48.2	48.3	48.2	48.3	47.4
ドイツ	51.2	52.3	52.2	51.9	51.8	50.8	51.1	51.9	50.7
日本	19.4	20.7	19.6	24.0	24.1	24.2	29.8	26.7	26.6
スウェーデン	50.2	50.7	50.7	50.5	49.5	48.5	47.6	47.9	48.0
イギリス	32.6	32.0	32.0	30.8	30.1	29.5	29.5	31.0	31.2
アメリカ	31.1	31.1	31.0	31.1	30.8	29.8	29.7	29.5	29.6

出典: Taxing Wages (OECD)

Table III.3a. 税負担の変化(1996-2004) - 子供なし、単身世帯、平均収入の167%  
粗収入に対する所得税の割合

(%)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	13.6	15.3	18.9	19.0	18.0	18.2	18.3	17.6	17.4
ドイツ	28.3	28.5	28.3	28.6	30.2	29.1	29.3	29.9	28.6
日本	11.4	12.7	11.8	9.3	9.5	9.6	8.5	8.9	8.9
スウェーデン	37.6	37.6	36.7	34.7	33.3	32.0	30.5	30.9	31.1
イギリス	20.0	19.2	19.2	19.0	18.3	18.1	18.2	18.2	18.3
アメリカ	24.1	24.2	24.1	24.3	24.1	23.0	22.7	21.9	22.1

出典: Taxing Wages (OECD)

Table III.3b. 税負担の変化(1996-2004) - 子供なし、単身世帯、平均収入の167%

粗収入に対する(所得税+被用者保険料-現金給付)の割合

(%)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	31.4	31.5	30.7	31.0	30.5	30.7	30.8	30.5	30.2
ドイツ	46.7	47.7	47.5	47.5	48.6	47.5	47.8	48.8	47.4
日本	17.0	18.2	17.4	19.3	19.5	19.6	22.1	20.5	20.5
スウェーデン	41.7	42.3	42.0	40.3	38.9	37.6	36.0	36.5	36.8
イギリス	28.0	27.0	27.0	26.6	26.0	26.2	26.1	27.0	26.9
アメリカ	31.8	31.9	31.7	31.9	31.7	30.6	30.3	29.6	29.8

出典: Taxing Wages (OECD)

Table III.3c. 税負担の変化(1996-2004) - 子供なし、単身世帯、平均収入の167%

粗収入に対する(所得税+被用者・事業主保険料-現金給付)の割合

(%)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	53.5	50.3	49.5	49.9	50.5	50.7	50.8	50.7	50.6
ドイツ	54.9	56.1	56.0	55.8	56.6	55.6	55.9	56.9	55.7
日本	21.4	22.6	21.9	26.9	27.1	27.2	32.3	29.4	29.3
スウェーデン	56.2	56.6	56.4	55.1	54.1	53.0	51.8	52.2	52.4
イギリス	34.6	33.6	33.6	33.5	33.0	33.0	32.9	34.3	34.2
アメリカ	36.6	36.7	36.6	36.8	36.6	35.6	35.3	34.6	34.8

出典: Taxing Wages (OECD)

Table III.4a. 税負担の変化(1996-2004) - 子供2人、1人親世帯、平均収入の67%

粗収入に対する所得税の割合

(%)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	2.7	3.7	7.6	7.6	7.6	6.8	4.5	4.7	4.6
ドイツ	- 2.1	- 3.0	- 2.5	- 4.1	- 5.3	- 5.9	- 6.6	- 5.7	- 5.4
日本	2.1	2.6	0.9	1.4	2.1	2.1	1.6	1.8	1.8
スウェーデン	26.6	26.5	25.6	24.8	23.5	22.3	21.0	21.4	21.6
イギリス	11.5	11.1	11.2	11.3	- 9.7	- 14.4	- 15.7	- 17.7	- 17.3
アメリカ	- 2.6	- 2.2	- 2.8	- 6.2	- 6.0	- 9.9	- 9.7	- 11.5	- 11.0

出典: Taxing Wages (OECD)

Table III.4b. 税負担の変化(1996-2004) - 子供2人、1人親世帯、平均収入の67%

粗収入に対する(所得税+被用者保険料-現金給付)の割合

(%)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	11.8	12.2	11.5	12.0	12.0	11.3	9.2	9.7	9.8
ドイツ	18.1	18.1	18.6	16.6	15.2	14.6	14.1	15.3	15.5
日本	9.1	9.6	7.9	11.4	12.1	12.1	15.2	13.4	13.3
スウェーデン	20.3	21.4	20.1	19.5	16.9	14.5	13.6	14.4	15.0
イギリス	6.5	6.7	7.1	6.7	- 14.6	- 19.5	- 20.6	- 21.7	- 20.6
アメリカ	5.0	5.5	4.8	1.5	1.6	- 2.2	- 2.0	- 3.9	- 3.3

出典: Taxing Wages (OECD)

Table III.4c. 税負担の変化(1996-2004) - 子供2人、1人親世帯、平均収入の67%  
粗収入に対する(所得税+被用者・事業主保険料-現金給付)の割合

(%)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	36.0	32.7	30.4	31.3	31.6	30.8	29.1	25.3	23.7
ドイツ	31.9	32.3	32.7	30.9	29.6	29.2	28.8	30.0	30.1
日本	15.1	15.6	14.1	19.7	20.3	20.4	26.3	23.0	23.0
スウェーデン	40.1	40.9	39.9	39.5	37.5	35.7	35.0	35.5	36.0
イギリス	12.6	15.1	15.5	13.4	- 6.3	- 11.0	- 12.1	- 12.3	- 11.2
アメリカ	11.8	12.2	11.6	8.5	8.6	5.0	5.2	3.5	4.0

出典: Taxing Wages (OECD)

Table III.5a. 税負担の変化(1996-2004) - 子供2人、稼ぎ手1人の夫婦世帯、平均収入の100%  
粗収入に対する所得税の割合

(%)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	2.7	3.7	7.6	7.6	7.6	7.0	7.1	7.1	7.1
ドイツ	1.6	1.0	1.3	0.0	- 0.9	- 1.7	- 2.4	- 1.6	- 2.8
日本	2.0	2.6	0.7	1.5	2.0	2.0	1.4	1.6	2.7
スウェーデン	28.8	28.5	27.5	27.2	25.8	24.6	23.4	23.8	24.0
イギリス	15.7	15.1	15.1	15.2	13.3	10.2	9.3	7.9	8.1
アメリカ	10.4	10.7	10.2	7.4	7.6	4.3	3.9	1.5	2.4

出典: Taxing Wages (OECD)

Table III.5b. 税負担の変化(1996-2004) - 子供2人、稼ぎ手1人の夫婦世帯、平均収入の100%  
粗収入に対する(所得税+被用者保険料-現金給付)の割合

(%)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	15.1	15.3	14.6	15.0	15.0	14.4	14.6	15.0	15.1
ドイツ	21.9	22.1	22.4	20.7	19.6	18.9	18.3	19.4	18.1
日本	9.0	9.6	7.7	11.5	12.0	12.0	15.1	13.2	14.3
スウェーデン	26.2	27.2	26.1	26.0	23.7	21.8	20.8	21.4	21.9
イギリス	17.7	17.3	17.4	16.2	14.1	10.7	9.9	9.3	9.8
アメリカ	18.0	18.3	17.9	15.0	15.3	12.0	11.5	9.2	10.0

出典: Taxing Wages (OECD)

Table III.5c. 税負担の変化(1996-2004) - 子供2人、稼ぎ手1人の夫婦世帯、平均収入の100%  
粗収入に対する(所得税+被用者・事業主保険料-現金給付)の割合

(%)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	40.7	39.5	38.5	38.9	39.8	39.4	39.5	39.9	39.0
ドイツ	35.0	35.6	35.9	34.4	33.3	32.7	32.2	33.4	32.2
日本	15.1	15.6	14.0	19.8	20.2	20.4	26.2	22.9	23.8
スウェーデン	44.6	45.2	44.4	44.4	42.6	41.1	40.3	40.8	41.2
イギリス	25.3	24.8	24.9	23.3	21.4	18.1	17.3	17.4	18.0
アメリカ	23.9	24.1	23.7	21.1	21.3	18.3	17.8	15.6	16.4

出典: Taxing Wages (OECD)

Table III.6a. 税負担の変化(1996-2004)－共稼ぎ(1人が平均収入の100%、他方が平均収入の33%)夫婦世帯  
粗収入に対する所得税の割合 (%)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	2.7	4.9	8.5	8.7	8.0	6.8	7.2	7.1	7.0
ドイツ	8.9	8.6	8.7	7.7	6.8	5.7	5.2	5.8	4.7
日本	3.9	4.7	3.0	3.3	3.7	3.7	3.2	3.4	3.4
スウェーデン	28.1	27.9	26.8	26.1	24.7	23.4	22.1	22.2	22.4
イギリス	13.2	12.7	12.7	12.1	12.6	10.3	10.4	10.6	10.9
アメリカ	13.9	14.0	13.8	11.4	11.3	9.2	9.2	6.8	7.2

出典: Taxing Wages (OECD)

Table III.6b. 税負担の変化(1996-2004)－共稼ぎ(1人が平均収入の100%、他方が平均収入の33%)夫婦世帯  
粗収入に対する(所得税+被用者保険料-現金給付)の割合 (%)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	16.7	18.0	17.0	17.6	16.9	15.8	16.1	16.4	16.4
ドイツ	29.2	29.6	29.7	28.5	27.3	26.3	25.8	26.8	25.5
日本	10.9	11.7	10.0	13.3	13.7	13.7	16.8	15.0	15.0
スウェーデン	27.4	28.3	27.5	26.9	24.9	23.0	21.9	22.2	22.7
イギリス	16.0	15.7	15.8	14.0	14.1	11.4	11.5	12.5	13.1
アメリカ	21.6	21.6	21.4	19.1	19.0	16.8	16.8	14.5	14.9

出典: Taxing Wages (OECD)

Table III.6c. 税負担の変化(1996-2004)－共稼ぎ(1人が平均収入の100%、他方が平均収入の33%)夫婦世帯  
粗収入に対する(所得税+被用者・事業主保険料-現金給付)の割合 (%)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	41.3	39.5	38.2	38.8	39.2	38.4	38.6	39.8	37.6
ドイツ	41.1	41.9	42.0	40.8	39.7	38.9	38.5	39.5	38.4
日本	16.8	17.6	16.1	21.4	21.8	21.9	27.7	24.5	24.4
スウェーデン	45.5	46.1	45.5	45.1	43.5	42.0	41.2	41.4	41.7
イギリス	22.6	22.1	22.6	20.1	20.4	17.6	17.7	19.2	19.9
アメリカ	27.2	27.2	27.0	24.8	24.7	22.7	22.7	20.5	20.9

出典: Taxing Wages (OECD)

Table III.7a. 税負担の変化(1996-2004)－共稼ぎ(1人が平均収入の100%、他方が平均収入の67%)夫婦世帯  
粗収入に対する所得税の割合 (%)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	4.9	6.1	9.9	10.0	9.4	9.1	8.3	8.3	8.2
ドイツ	13.5	13.2	13.2	12.6	12.1	10.8	10.4	11.0	9.9
日本	4.8	5.7	4.3	4.2	4.5	4.5	4.0	4.2	4.2
スウェーデン	27.9	27.7	26.7	26.2	24.9	23.7	22.4	22.8	23.1
イギリス	15.0	14.5	14.5	14.3	14.5	12.6	12.7	12.8	13.1
アメリカ	15.6	15.6	15.5	13.6	13.4	11.7	11.7	9.7	10.1

出典: Taxing Wages (OECD)

Table III.7b. 税負担の変化(1996-2004)－共稼ぎ(1人が平均収入の100%、他方が平均収入の67%)夫婦世帯  
粗収入に対する(所得税＋被用者保険料－現金給付)の割合 (%)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	19.8	20.1	19.4	19.8	19.2	19.0	18.1	18.4	18.4
ドイツ	33.7	34.2	34.3	33.3	32.6	31.4	31.1	32.0	30.7
日本	11.8	12.7	11.3	14.2	14.5	14.5	17.6	15.8	15.8
スウェーデン	28.4	29.3	28.7	28.3	26.5	24.8	23.7	24.2	24.7
イギリス	19.3	18.9	19.0	17.8	17.7	15.4	15.6	16.6	17.1
アメリカ	23.3	23.3	23.1	21.2	21.1	19.3	19.3	17.4	17.7

出典: Taxing Wages (OECD)

Table III.7c. 税負担の変化(1996-2004)－共稼ぎ(1人が平均収入の100%、他方が平均収入の67%)夫婦世帯  
粗収入に対する(所得税＋被用者・事業主保険料－現金給付)の割合 (%)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	43.2	41.4	39.9	40.5	40.7	40.5	39.8	38.8	37.6
ドイツ	44.8	45.7	45.7	44.8	44.0	43.1	42.9	43.8	42.7
日本	17.7	18.5	17.3	22.2	22.5	22.6	28.4	25.2	25.2
スウェーデン	46.2	46.8	46.4	46.1	44.7	43.4	42.5	42.9	43.2
イギリス	25.9	26.3	26.3	24.3	24.3	22.1	22.1	23.6	24.1
アメリカ	28.7	28.7	28.6	26.8	26.7	25.1	25.1	23.2	23.6

出典: Taxing Wages (OECD)

Table III.8a. 税負担の変化(1996-2004)－子供なし、共稼ぎ(1人が平均収入の100%、他方が平均収入の33%)夫婦世帯  
粗収入に対する所得税の割合 (%)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	5.5	6.8	10.5	10.7	10.0	9.6	9.5	9.3	9.3
ドイツ	15.4	15.6	15.4	15.2	15.0	13.8	14.0	14.4	13.2
日本	5.7	6.9	5.2	5.2	5.3	5.4	4.7	5.0	5.0
スウェーデン	28.1	27.9	26.8	26.1	24.7	23.4	22.1	22.2	22.4
イギリス	13.2	12.7	12.7	12.1	12.6	12.3	12.4	12.6	12.8
アメリカ	16.7	16.7	16.6	16.7	16.5	14.8	14.7	14.0	14.1

出典: Taxing Wages (OECD)

Table III.8b. 税負担の変化(1996-2004)－子供なし、共稼ぎ(1人が平均収入の100%、他方が平均収入の33%)夫婦世帯  
粗収入に対する(所得税＋被用者保険料－現金給付)の割合 (%)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	24.5	24.5	23.7	24.1	23.4	23.1	22.8	22.9	22.9
ドイツ	35.6	36.7	36.5	36.0	35.5	34.3	34.6	35.4	34.0
日本	12.7	13.9	12.2	15.2	15.3	15.4	18.4	16.6	16.5
スウェーデン	33.1	33.9	33.7	33.0	31.7	30.4	29.1	29.2	29.5
イギリス	20.8	20.4	20.4	19.2	19.4	18.8	18.8	19.8	20.1
アメリカ	24.4	24.4	24.3	24.4	24.1	22.5	22.4	21.6	21.8

出典: Taxing Wages (OECD)



Table III.8c. 税負担の変化(1996-2004) - 子供なし、共稼ぎ(1人が平均収入の100%、他方が平均収入の33%)夫婦世帯  
粗収入に対する(所得税+被用者・事業主保険料-現金給付)の割合 (%)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	46.8	44.3	43.2	43.7	44.0	43.8	43.4	44.5	42.5
ドイツ	46.5	47.7	47.5	47.0	46.5	45.5	45.8	46.6	45.4
日本	18.5	19.6	18.1	23.2	23.3	23.4	29.1	25.9	25.8
スウェーデン	49.7	50.2	50.2	49.7	48.6	47.6	46.6	46.7	46.8
イギリス	27.0	26.4	26.8	25.0	25.3	24.5	24.6	26.0	26.4
アメリカ	29.7	29.8	29.7	29.7	29.5	28.0	27.9	27.2	27.3

出典: Taxing Wages (OECD)

Table III.9. 所得税(粗賃金に対する割合)、1979-2004 - 子供なし、単身世帯 (%)

	1979	1981	1983	1985	1987	1989	1991	1993	1995	1997	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	8.5	8.6	8.4	7.4	6.8	6.7	8.1	8.5	8.8	10.5	14.3	13.4	13.5	13.6	13.2	13.1
ドイツ	16.0	16.4	17.1	18.1	18.6	18.6	18.4	18.3	20.8	21.2	21.2	21.5	20.1	20.4	20.8	19.6
日本	7.6	8.5	9.0	8.8	8.5	7.9	8.5	8.4	6.4	8.0	6.1	6.2	6.2	5.6	5.9	5.9
スウェーデン	36.5	36.1	35.5	35.6	36.6	37.0	28.0	28.5	28.7	28.5	27.2	25.8	24.6	23.4	23.8	24.0
イギリス	23.2	23.4	22.7	22.3	20.3	19.0	18.7	18.0	18.2	16.7	16.3	15.8	15.5	15.6	15.7	15.9
アメリカ	20.6	23.5	23.0	21.8	18.4	18.4	18.4	18.3	18.1	18.2	18.2	17.9	16.8	16.6	16.4	16.5

出典: Taxing Wages (OECD)

Table III.10. 所得税+被用者保険料(粗賃金に対する割合)、1979-2004 - 子供なし、単身世帯 (%)

	1979	1981	1983	1985	1987	1989	1991	1993	1995	1997	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	20.3	20.5	22.6	22.6	23.5	25.0	25.2	26.9	27.4	28.1	27.7	26.8	27.0	26.8	26.8	26.7
ドイツ	31.6	32.6	33.9	35.0	35.7	36.0	36.6	36.6	40.5	42.3	41.9	42.0	40.7	41.0	41.8	40.5
日本	12.5	13.2	13.1	15.8	15.5	14.9	15.5	15.4	13.4	15.0	16.1	16.2	16.2	19.3	17.5	17.4
スウェーデン	36.5	36.1	35.5	35.6	36.6	37.0	28.0	29.5	32.6	34.5	34.1	32.8	31.7	30.4	30.7	31.0
イギリス	29.7	31.2	31.7	31.3	29.3	27.3	26.2	25.6	26.7	25.2	24.4	23.6	23.1	23.2	24.2	24.4
アメリカ	26.8	30.2	29.7	28.9	25.6	26.0	26.0	26.0	25.8	25.8	25.8	25.5	24.4	24.3	24.1	24.2

出典: Taxing Wages (OECD)

Table III.11. 所得税+被用者・事業主保険料(労働費用に対する割合)、1979-2004 - 子供なし、単身世帯 (%)

	1979	1981	1983	1985	1987	1989	1991	1993	1995	1997	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス <sup>1)</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-	49.1	48.7	48.1	48.2	48.3	48.2	48.3	47.4
ドイツ	40.8	41.9	43.4	44.5	45.1	45.5	46.4	46.4	50.2	52.3	51.9	51.8	50.8	51.1	51.9	50.7
日本	16.7	17.3	17.7	21.6	21.4	20.4	21.5	21.2	19.5	20.7	24.0	24.1	24.2	29.8	26.7	26.6
スウェーデン	50.7	50.8	50.6	50.9	51.7	52.7	46.0	45.6	49.3	50.7	50.5	49.5	48.5	47.6	47.9	48.0
イギリス	36.1	37.6	38.2	37.8	36.0	34.2	33.2	32.6	33.4	32.0	30.8	30.1	29.5	29.5	31.0	31.2
アメリカ	31.9	35.3	34.9	33.6	30.6	31.1	31.3	31.2	31.0	31.1	31.1	30.8	29.8	29.7	29.5	29.6

1) フランスについては、1979~1993年まで事業主拠出の社会保険料は報告されていない。

出典: Taxing Wages (OECD)

Table III.12. 所得税(粗賃金に対する割合)、1979-2004 - 子供2人、稼ぎ手1人の夫婦世帯 (%)

	1979	1981	1983	1985	1987	1989	1991	1993	1995	1997	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	0.4	0.5	0.4	0.0	0.0	0.0	1.0	1.7	1.9	3.7	7.6	7.6	7.0	7.1	7.1	7.1
ドイツ	9.9	9.7	10.5	10.9	8.6	9.2	8.7	7.9	9.6	1.0	0.0	-0.9	-1.7	-2.4	-1.6	-2.8
日本	1.8	2.8	3.3	2.8	2.7	1.9	2.4	2.8	1.6	2.6	1.5	2.0	2.0	1.4	1.6	2.7
スウェーデン	33.7	33.7	33.3	33.9	35.0	35.7	28.0	28.5	28.7	28.5	27.2	25.8	24.6	23.4	23.8	24.0
イギリス	19.3	19.8	18.6	17.9	16.5	15.5	15.4	15.0	16.6	15.1	15.2	13.3	10.2	9.3	7.9	8.1
アメリカ	11.6	14.4	15.2	14.5	13.0	11.5	11.3	11.3	11.0	10.7	7.4	7.6	4.3	3.9	1.5	2.4

出典: Taxing Wages (OECD)

Table Ⅲ.13. 所得税＋被用者保険料－現金給付(賃貸金に対する割合)、1979-2004—子供2人、稼ぎ手1人の夫婦世帯 (％)

	1979	1981	1983	1985	1987	1989	1991	1993	1995	1997	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス	6.8	6.6	6.4	7.7	9.3	10.9	11.2	13.1	13.8	15.3	15.0	15.0	14.4	14.6	15.0	15.1
ドイツ	19.9	19.8	22.2	23.1	21.2	22.5	22.4	21.5	25.0	22.1	20.7	19.6	18.9	18.3	19.4	18.1
日本	6.7	7.6	8.0	9.8	9.7	8.9	9.4	9.8	8.6	9.6	11.5	12.0	12.0	15.1	13.2	14.3
スウェーデン	25.9	25.9	25.9	24.6	25.2	27.5	17.0	19.1	23.1	27.2	26.0	23.7	21.8	20.8	21.4	21.9
イギリス	17.7	19.4	19.0	18.5	17.8	17.3	16.5	15.9	18.6	17.3	16.2	14.1	10.7	9.9	9.3	9.8
アメリカ	17.7	21.0	21.9	21.6	20.2	19.0	19.0	18.9	18.6	18.3	15.0	15.3	12.0	11.5	9.2	10.0

出典: Taxing Wages (OECD)

Table Ⅲ.14. 所得税＋被用者・事業主保険料－現金給付(労働費用に対する割合)、1979-2004—子供2人、稼ぎ手1人の夫婦世帯 (％)

	1979	1981	1983	1985	1987	1989	1991	1993	1995	1997	1999	2000	2001	2002	2003	2004
フランス <sup>1)</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-	39.5	39.5	38.9	39.8	39.4	39.5	39.9	39.0
ドイツ	30.7	30.9	33.3	34.2	32.7	34.0	34.3	33.6	37.3	35.6	34.4	33.3	32.7	32.2	33.4	32.2
日本	11.2	11.9	12.3	16.0	15.9	14.8	15.3	16.0	15.1	15.6	19.8	20.2	20.4	26.2	22.9	23.8
スウェーデン	42.5	42.9	43.2	42.5	43.0	45.5	37.7	37.7	42.2	45.2	44.4	42.6	41.1	40.3	40.8	41.2
イギリス	25.2	26.8	26.6	26.2	25.6	25.1	24.3	23.8	26.1	24.8	23.3	21.4	18.1	17.3	17.4	18.0
アメリカ	23.5	26.8	27.7	26.7	25.5	24.7	24.8	24.7	24.4	24.1	21.1	21.3	18.3	17.8	15.6	16.4

1) フランスについては、1979～1993年まで事業主拠出の社会保険料は報告されていない。

出典: Taxing Wages (OECD)

Table A. 税収入の対GDP比(市場価格)、1990-2002

	税収入全体			個人所得税			社会保険料						他の税収		
	1990	1995	2002	1990	1995	2002	被用者			事業主			1990	1995	2002
							1990	1995	2002	1990	1995	2002			
フランス	43	44	44	5	5	8	6	6	4	12	11	11	21	22	21
ドイツ	36	38	36	10	11	9	6	7	6	7	7	7	13	14	14
日本	30	28	26	8	6	5	3	4	4	5	5	5	14	13	12
スウェーデン	53	49	50	21	16	15	0	2	3	14	12	12	19	19	20
イギリス	37	35	36	11	10	11	2	3	2	4	3	3	20	19	19
アメリカ	27	28	27	10	10	10	3	3	3	4	4	3	11	11	10

出典: Taxing Wages (OECD)

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

「税制と社会保障に関する研究」

分担研究報告書

家族形態の変容と子どもを持つ家族への所得保障

－児童手当・扶養控除の対象の考察－

分担研究者 尾澤恵 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部 研究員

（平成 17 年度実施）

#### 研究要旨

平成 17 年度は、わが国の児童手当と税制上の控除の関係について、児童の身分による対象者の範囲の違いという点に着目して検討し、「家族形態の変容と子どもを持つ家族への所得保障－児童手当・扶養控除の対象の考察－」『季刊社会保障研究』41 巻 2 号(2005 年)122 頁－136 頁を公表した。

児童手当と扶養控除の関係は、目的は異なるものの子育てに係る経済的な支援という点で同様の機能を有することから、児童手当法発足前からたびたび言及されてきた。わが国の児童手当制度は、支給対象が低年齢に限定されており、費用負担に事業主からの拠出制度があり、所得制限があるなどの扶養控除との違いがある。他方、扶養控除には、課税最低限についてどう考えるかという問題がある。また、扶養控除は児童福祉を目的としているわけではなく、児童への影響は間接的なものであるが、児童手当は、児童を直接給付の対象者にしているわけではないものの、所得保障と児童福祉を目的としている。わが国の児童手当制度には諸外国とは異なる特徴があることから、今後も児童手当と税制上の控除とを併存させていくという選択肢もあり得るが、ともに子育てに係る経済的な支援という機能を有するため、両制度の位置づけは考えておく必要がある。

児童手当と扶養控除等の調整の議論で出てきた問題点を踏まえると、所得による公平は、①児童手当、払戻型の税額控除、②非払戻型の税額控除、③扶養控除の順で高く、身分による対象者の範囲の違いという点では、扶養控除よりも児童手当の方が児童にとっては公平である。子どもを持つ家族への所得保障制度は、児童の所得や身分によって不利にならないようにしていく必要がある。

#### A. 研究目的

所得保障制度のあり方をどのように考えてい

本研究は、わが国の子どもを持つ家族への

けばよいかという枠組みの中で、児童手当と

税制上の控除の関係を考えることを目的とする。

## B. 研究方法

わが国の児童手当と税制上の控除の関係について、制度の概要と調整をめぐる議論の状況を整理し、支給要件に掲げられる者（支給要件者）の身分の違いによる対象者の範囲の違いについて、家族形態の変容を踏まえて検討した。

（倫理面への配慮）

特に配慮を必要とすることはなかった。

## C. 研究結果

G-1 で挙げた論文「家族形態の変容と子どもを持つ家族への所得保障－児童手当・扶養控除の対象の考察－」にとりまとめた。

## D. 考察

わが国の児童手当制度は、支給要件者の年齢が低年齢に限定されており、費用負担に事業主からの拠出金制度があり、所得制限があるなどの扶養控除との違いがある。他方、扶養控除には、課税最低限についてどう考えるかという問題がある。また、扶養控除は児童福祉を目的としているわけではなく、児童への影響は間接的なものであるが、児童手当は、児童を直接給付の対象にしているわけではなく、所得保障と児童福祉を目的としている。

このような差異を考えると、わが国においては、児童手当と扶養控除の調整は必ずしも行わなくても良いという考え方もできる。しかし、両制度はともに子育てに係る経済的な支援という機能を有してきたし、今後児童手当の支給要件者の年齢が拡大され、税制が必要経費的なものへの配慮以上に踏み込んで子育て世帯への財政支援を行っていくということになれば、両制度はこれまで以上に重なり合うことになるため、子どもを持つ家族への所得保障のあり方をどのようにすればよいかという観点から、両制度の位置づけを考えておく必要がある。

両制度は、所得による公平という観点からは、①児童手当、払戻型の税額控除、②非払戻型の税額控除、③扶養控除の順になる。また、支給要件者の身分による対象者の範囲の違いという点では、扶養控除よりも児童手当の方が児童にとっては公平である。

## E. 結論

子どもを持つ家族への所得保障のあり方は、家族形態の変容を考慮し、児童が所得や身分によって不利にならないような制度にしていく必要がある。

## F. 健康危険情報

なし

## G. 研究発表